

近世前期の兵学とは

——文武・治乱をめぐる認識——

はじめに

日本思想史研究者の前田勉氏は、近世の政治思想は儒学や国学のみならず、兵学や蘭学もその構成要素である」と指摘し、特に儒学と兵学との関係について考察した^①。氏によれば、自力救済を否定して生まれた近世の幕藩制国家は、「武威」を背景とした、「役」の体系にもとづく兵営国家であり、その支柱となつたのが兵学であつた。「近世兵学は戦術・用兵術を太平の世のなかに適用すべく、新たに創出されたもの」で、「兵学者は儒教の仁政とは異なる「武威」の支配を正当化し、そのうえで、平時の統治論を説いていくのである」という表現にみられるよう

谷口 眞子

に、近世の兵学者は軍隊の統制法によつて、平時の天下国家を統治することができると思つたという^②。とくに山鹿素行の兵学は、幕藩間ではなく、幕藩領主と民衆との戦争支配を想定しており、民衆に対して衣食住全般を規制する「礼」|| 「いがた」を強制したと解釈している。士大夫|| 読書人官僚の学問である朱子学は、「理」よりも「法」を優先する近世の兵営国家とは相容れなかつたと氏は指摘し、兵学と朱子学を政治思想における対立軸としてとらえている。

朱子学は一八世紀後半の「寛政異学の禁」で幕府の「正学」、いわゆる官学とされたのであり、近世初頭から近世国家を支配した思想だつたわけではない。拙稿^③でも紹介したように、一七世紀後半の大名・旗本は、『孫子』『呉

子』をはじめ兵学について講義を受けており、兵学の知識が彼らによって求められていたことは間違いない。また、山鹿素行は朱子学を批判し、直接孔子の教えから学んだ古学⁴⁾に聖学を主張した『聖教要録』の刊行により、朱子学の信奉者だった会津藩主保科正之の逆鱗にふれ、赤穂藩へ流されている。『聖教要録』の序には、本書は周公・孔子の道を学んで聖学の綱領を提示した書ではあるが、漢から明に至るまでの儒学を排斥していることから、刊行は思いとどまるよう進言した弟子に対し、素行が「漢唐の訓詁、宋明の理学、おのおの利口饒舌にして、惑を弁せんと欲して、惑いよいよ深く、聖人をして塗炭に坐せしむ、最も畏るべし」とこたえたと書かれている。これらの事柄を考えると、兵学と朱子学は対立的位相にあるようにみえる。⁴⁾

では、軍隊の統制法を提示する兵学によって、平時の天下国家の統治は可能だったのか。実はこの問いかけ自体に問題がある。一般に兵学は軍事学・戦争学と考えられ、戦争を対象とする学問とみなされている。つまり、平時と戦時を区別し、平時の学問が朱子学をはじめとする儒学、戦時を対象とするのが兵学というわけである。⁵⁾

そもそも中国の七部の兵学書（武経七書）は、戦時だけを扱っているわけではない。治（平時）と乱（戦時）の両方が対象となっており、平時の統治について書かれているほか、民衆も主君が道徳を備えていなければ従わないとしている。これら中国の兵学をもとにした近世日本の兵学もまた、治世と乱世の両方を対象にした学問である。政治・外交と戦争とは別々の事柄ではない。外交折衝が失敗したときの最後の手段が戦争であり、戦争は非常時として平和と日常と対比されるのではなく、両者は連続的に理解されている。

江戸時代は、將軍と主従関係を結んだ者が自己の軍隊を統率し、民衆の武装解除を実施することなく臨戦態勢が凍結された状態が続いた時代である。その中で求められたのは、君主による軍隊の統制はもちろん、君主のあべき姿とは何か、それを実現するには日々いかなる精進を重ねねばよいのか、どのように民政を行えばいいのかということであった。たとえば、兵学者として知られる山鹿素行に教えを乞うた大名やその家臣、あるいは旗本は、戦法や戦略のみならず、修身や仁・孝などの説明も求めていた。彼らにとって、兵学と儒学は一八世紀ほ

ど截然と区別されたものではなかったのである。素行自身も『論語』『大学』『中庸』『春秋』などを講義するほか、寛文七（一六六七）年には『四書句読大全』も著している。むしろ兵学が戦争だけを対象とする軍事学であるという、我々の思いこみに気をつけねばならない。⁶⁾

そこで、本稿では中国から輸入されていた武経七書に、文武の考え方がどのように表現されているかを最初におさえ、兵書解説書について概観した上で、山鹿流の経典である『武教全書』を紹介し、文武がどのように理解されていたのか分析する。

一、武経七書にみる文武の考え方

徳川家康は慶長期に武経七書（『三略』『六韜』『孫子』『呉子』『尉繚子』『李衛公問对』『司馬法』）を出版させた。元佑は、家康が伏見城にいたとき、伏見に設けた足利学校の分校の庠主であった。慶長四年に『六韜』『黄石公三略』の校訂本を、また慶長一一（一六〇六）年には伏見版『七書』二五卷三冊を刊行している。翌慶長一二年、林羅山は『三略』『六韜』を將軍秀忠に講義し、寛永三（一

六二六）年には『三略諺解』、慶安二年には『六韜諺解』、明暦二年には『七書評判』を出している。また寛永二〇（一六四三）年には、京都二条通の沢田庄左衛門が新刊本として、明の竜寅撰、張居正増訂の『武経七書直解』一二卷一四冊を出版している。同年にはやはり竜寅撰、張居正増訂の『孫武子直解』も、同じ書肆から刊行されている。⁷⁾

そこで、武経七書の一つ、『六韜』について検討してみよう。『六韜』は文韜・武韜・竜韜・虎韜・豹韜・犬韜の六篇から構成されている。「韜」は弓を納める袋を指し、「この弓袋の使用法つまり戦略の巧拙は、戦いの勝敗を分けるものであるから、熟慮の上にも熟慮を重ねてより巧用すべきであるとともに、経世済民の術・富国強兵の実をもあげ得るものであることを説かんとした」のが『六韜』であるという。⁸⁾

「文韜」では、治国の根本は武備よりも文徳を修めることが先であると述べ、「武韜」では、徳を修めて民を恵み、民の生活を安穩にして国内を安定させる道は、敵国の征伐にあることを説く。「竜韜」では、竜の変幻自在にたとえて軍隊の動かし方を説き、「虎韜」では、武器の使

い方や敵の包囲網からの脱出方法などについて述べる。

「豹韜」は優勢な敵や大軍との戦いにおける戦法について説き、「犬韜」は戦車戦や歩兵戦などに言及する。つまり、「文韜」で平時の政治について説明し、「武韜」は国の平和・安定を守るために武力が必要であると説き、残りの四つの「韜」で戦略・戦術を具体的に説明している。兵学書に、国土・国民を統治するための、いわば政治学も述べられていることに注意したい。

【表1 『六韜』の「文韜」・「武韜」の内容】は、以上のような構成をもつ『六韜』のうち、「文韜」と「武韜」の内容を項目別に一覧にしたものである。「文韜」では、君主の徳と仁政が説かれ、堯帝が例にあげられている。そして、人民と臣下の支配の両面から政治を説明する。前者については、生業を確保し、租税を軽減し、官吏の不正から守るようにと述べ、後者については、適材適所の人材登用や信賞必罰を行い、君主は節度を守って公正無私に接するよう求めている。そして、軍隊はやむを得ないときにだけ用いるものであるとしている。興味深いのは「武韜」である。「文伐」では、他国を「文徳」で征伐するために、誰にどのような意図で賄賂を贈るか、誰

を懐柔することによって敵の内部崩壊を実現するかなど、さまざまな調略方法が記されている。ここでの「文徳」とは武力によらない頭脳作戦という意味で使われている。

右にみたような発想は、『六韜』に限ったことではない。武経七書には、軍隊をどのように統率して動かし、いかなる戦術・戦略によって敵を攻略するか、ということとともに、文武の両面で民を統治していくために、どのようなことに配慮すべきかについても記されている。ただし、軍隊を構成する個々の軍人が、どのような心構えを持つべきかについては書かれていない。軍事を発動して戦争にならないように、知謀をめぐらせて敵を攻略するのが、君主のつとめであり、政治と軍事は別々の事柄とは考えられていない。自国の政治に関して言えば、適材適所の人材登用、賞罰厳命などによって、国内の秩序安定をはかるのが君主としての役目であり、人民に仁政を行い、家臣を正しく用いれば、その徳によって天下は安泰になる、というのが武経七書に共通した思想と言える。つまり、君主が人民や軍隊をいかに治めるかについて書いた、いわば帝王学の一つが兵学なのである。

【表1 『六韜』の文韜・武韜の内容】

【文韜】	
項目名	具体的内容
文師	君主が徳を内包しに政を行えば、天下の人民は帰服すると太公望が文王に述べ、文王が太公望を師とする。
盈虚	国の治乱盛衰は君主が賢聖であるかどうかで決まるとし、堯帝の例をあげる。
国務	国を治める要務は父母が子供を愛するよう人民を愛すること。具体的には、人民を利用して生業が行えるようにし、租税を軽くし、清廉潔白な官吏を使うこと。
大礼	君臣間の礼法を説く。君主は心を平静に節度を守り、公正無私に接すること。臣下は君主に従順であるものの上申・諫言はすべきであり、君臣がそれぞれの職分を守ることで君臣間の大礼が成り立つ。
明伝	至高の道徳とは柔順で沈静、恭しく懐み深く、剛毅で忍耐強く、勇気があること。
六守	六守(仁・義・忠・信・勇・謀)と三宝(大農・大工・大商)によって国を守る。謀とは、さまざまな事変に勝つことなど、臨機応変の謀才をそなえた人という。
守土	国土防衛法とは、親族を疎遠にせず、民衆を大切にし、人に政権をまかせず、国境の異民族をよく統御すること。君主としての威厳を失うことなく、仁義を實踐すれば、親族も民衆も王に心服する。
守国	国家防衛は、君主が天地不変の道理と四季の循環の道理に則って政治を行えば、実現できる。
上賢	賢者を上位に置いて誠意信義の士を重用し、六賊・七害を避けることで、国政を行える。
孝賢	君主は世間が玉める人物ではなく、真の賢才を登用すべき。武官・文官それぞれに適する才能・実績のある者を用いること。
賞罰	信賞必罰は適切に誠をもって行うこと。
兵道	軍隊はやむを得ないときだけ用いること。戦争に勝つ術は、敵の攻撃を察知し敵の不意を襲撃すること。
【武韜】	
聖啓	人民と心を同じくし、大智・大謀・大勇・大利を心かけ、人民の生活の安定を心かける者が、天下を取ることができる。
文啓	君主が人民の生活を安定させて泰平の政治を行い、人民を教化すれば、人民は奮然になり聖人の徳が表れる。
文伐	武力ではなく文徳で他国を征伐するためには、第一に敵につけこみ相手を驕慢にさせること、第二に敵の疆土に二心を抱かせること、第三に敵の近臣に賄賂を贈って懐柔すること、第四に敵の君主の淫乱な楽しみを助長させて政治を忘れさせること、第五に敵の忠臣を待遇して代理の者を厚遇し、敵の君主の信任を揺るがすこと、第六に敵の内臣を懐柔して我が国の助けとさせ、内部から敵を侵襲すること、第七に敵に賄賂を贈り、忠君愛国の近臣を買収すること、第八に敵に利益を身えて親しみを重ね、自国よりの外国に心を向けさせること、第九に敵の虚栄虚名をほめあげて国政を怠らせること、第十に敵に就いて生死をともにする者であるかのごとく思いこませ、謀略をめぐらせること、第十一に敵の憂懼を手なづけ、知某の士を送り込んで謀略をめぐらせること、第十二に敵の乱臣を養成して君主に淫らな楽しみを託溺させ、油断させること、これらが備わって初めて武力を用いるべきである。
順啓	君主は度量、信義、仁愛、恩恵、権力、信念の6つが備わってはじめ、天下を治められる。
三疑	敵に賄賂を贈って敵の君臣関係を離反させ、人民との関係を疎遠にさせる一方、こちらから敵の人民に財貨を施して恩義を売れば、敵に気づかせずに成功できる。

二、武経七書関連書物

それでは、武経七書は近世日本でどれほど関心を持たれていたのだろうか。あるいは、その解説本は誰が書いたのだろうか。林羅山は『七書講義私考』、『七書評判』〔七書和解評判〕(慶安四年)をはじめ、『孫呉摘語』〔七書注〕(元和六年)、『三略諺解』(寛永三年)、『孫子諺解』(寛永三年)、『呉子抄』、『六韜諺解』(慶安二年)、『司馬法諺解』(慶安二年)、『尉繚子諺解』を著している。また山鹿素行は寛文一三年に『武経七書諺義』三九卷二〇冊をはじめ、延宝三年には『七書要証』を、また『孫子句読』(明暦二年)、『孫子口義』も著している。

そのほか一七世紀には、菊池耕斎が『七書講義通考』を書いていいる。耕斎(一六一八〜一六八三)は久留米藩、薩摩藩に仕え、『本朝歴代名臣伝』などの著作もある人物である。『孫子講述』〔孫子始計篇講述〕を書いた香西成資は一六三二年生まれで、筑前黒田家に仕え、『南海治乱記』の著者でもある。『孫子解』、『呉子解』を著した八田竜溪(一六九二〜一七五五)は岡山藩士で、江戸留守居・大目付

を歴任し、朱子学、古文辞学をおさめたという。

元禄四年には『黄石公三略』に有沢永貞(一六三九〜一七一五)が注をつけている。永貞は叔父の関屋政春に甲州流兵学を学び、その後山鹿素行にも学んだ加賀藩士である。『武教全書解』〔甲陽軍鑑本末通解〕なども著している。その子有沢武貞は、享保九年〜十九年まで加賀藩の細工奉行をつとめ、父から兵学を学び、甲州流兵学に精通していた人物で、『三略講註』を書いている。⁹⁾『三略発微』を著したのは、寛文元年生まれで、のち佐久間流を称した佐久間立斎(一六六一〜一七四一)である。彼は布施忠之―明石藩に仕えたあと松江藩士になり、『武教小学』も校訂した素行の弟子―門下で山鹿流をきわめたあと、水戸藩に仕え、享保四年に彰考館に入った。「兵学啓蒙」などの著作もある。

藩に属さず、講釈などで身を立てた者もいる。正徳四年に『武経七書合解大成俚諺鈔』を編集した神田勝久(一六八〇〜一七六〇)は、刀劍鑑定の大家で、吉宗に拜謁した経験もち、大名・旗本にも講釈していたという。また、『孫子管蠡抄』^{かんれいしょう}を著した佐枝尹重(一六五四〜一七四二)は尾張藩に生まれ、長沼流兵学の印可を受け、

江戸で門人を教えた。尾張以東の長沼流兵学の隆盛に大きな役割を果たしたともいわれる。ほかに「兵要録不審問答」などの著もある。

荻生徂徠の『孫子国字解』一三卷一〇冊が刊行されたのは寛延三（一七五〇）年なので、そのはるか以前から『孫子』をはじめとする七書やその解説書がみられたことになる。主に一七世紀の解説本の作者をみると、山鹿素行のようないわゆる兵学者と目される人物や、個人で家塾を開いた者のほか、藩士としてつとめながら兵学関連書を記した者、あるいは儒者・儒官として藩校につとめた者もいたことがわかる。なお、今回は紙幅の関係で割愛したが、西欧列強に対峙する一八世紀後半以降、改めて『孫子』など兵学書が読まれ、解説本も多数出されている。蘭学書は別として、これらの兵学書やその解説は、蒸気船もなかった時代を反映した内容のものだが、彼我の軍事技術の違いを超えて、敵の動静の読み方や対応の仕方など、作戦に関する部分は読まれたようである。

三、『武教全書』にみる文武の考え方

『武教全書』は明暦二（一六五六）年、素行がまだ数えで三五歳のときに書かれたものである。この年は、『治教要録』『修教要録』『武教要録』『武教小学』『武教本論』『兵法或問』『手鏡要録』『孫子句読』などが成り、素行の思想形成過程におけるひとつの画期であったといわれている。『武教全書』は、『武教小学』とともに山鹿流兵法の伝授書で、目次は次の通りである。

〔目次〕

一之上巻―自序並序段主本撰将用士武者分制法

撰功内習軍礼法令

下巻―天宮地形斥候侍用武功用間

二之巻―練陣行軍営法

三之巻―城築

四之上巻―客戦主戦攻城守城寡戦衆戦歩戦騎戦

山戦

四之下巻―河戦舟戦伏線火戦夜戦夜守雑戦戦法

別伝

五之巻 ― 兵具・急療・金瘡・馬医

目次からわかるように、一之巻上と一之巻下以降では、内容の性格が異なっている。一之巻上は序段のあと、大将の選び方や兵士の用い方、軍礼・法令などであるのに対し、一之巻下以降は、戦鬪の日取り、斥候の配置や間諜の用い方、行軍や駐留の方法、築城の方法、敵地と味方の地による戦法の差異、攻城戦と籠城戦、軍隊の多寡による戦法、歩兵戦と騎兵戦、陸上戦と海上戦、夜襲の戦法など、具体的な戦術や戦略についての説明である。

一之巻上の序段には次のようにみえる。

夫士の法其品多し。然ども其本不出。謀略・知略・計策是なり。謀略と云は心をただし、気を養ひ、城取陣取備立共に理にあたる、是なり。孫子曰、經之以五事云々。知略といふは外を知つてはかるなり。人に善悪あり。格に真草軽重あり。是を知て其処にしたがひ用るなり。孫子曰、校之以七計云々。計策といふは手だてをなして、全く勝つをいふなり。或は味方を入、或はかへり忠の者を作り、格によつて虚実をかんがへ、やすきに勝、是なり。孫子曰、兵

者詭道也云々。兵法の用処千変万化たりといへども、此三本をいわず。此三を知つて、常に工夫受用する人は、兵法の大理にかなふべし。しからずんばただ武功をたのしみて士の大道を知らざるなり。⁽⁴⁰⁾

ここには素行の基本的な考え方が端的に述べられている。素行によれば、兵法の根源は謀略・知略・計策の三つで、それぞれが『孫子』にみえる「五事」、「七計」、「詭道」と結びつけて説明されている。

「謀略」の「謀」という字は、「陰謀」「共謀」など悪事を企む言葉と結びついて想起されるが、「よくわからぬい先のことを言葉で相談すること」が本義である。ここでは「心を正し気を養うことによつて、城取り・陣取り・備立てなどにおいて理にあたることができる」と述べられている。「知略」は相手をよく知つて計画をたてること、「計策」は、さまざまな調略・計略をめぐらせて勝利を確実なものとすることである。これらに対応する『孫子』の「五事」とは、道（内政の正しいあり方）・天（氣候）・地（地勢）・将（将軍が備える能力）・法（軍法）をさし、「七計」とは敵国と自国を比較して、君主の賢明さ、

將軍の能力、天地の利点、軍法の遂行度、兵力の強大さ、士卒の熟練度、賞罰の嚴命さを意味する。五事をよく理解し、具体的に七つの観点を比較することによって、開戦前から勝敗のゆくえがわかるという。「兵とは詭道なり」はよく知られた言葉だが、「詭道」とは相手を欺くやり方を指す。安易に戦うのではなく、先に挙げた要素について彼我の力量を比較検討し、勝算があつた場合のみ軍事行動に出るのである。

軍隊の動員は莫大な経費を要する。武器、兵糧輸送などに費用がかかる上、攻城戦など長期持久戦になればその出費はさらに増加し、国家財政は窮乏し、国力は弱体化化する。そこで『孫子』では、短期で勝つことを最良の方策とする。人民の命と国家の安全とを維持するためである。敵国を保全したまま勝利するのが最上で、敵を撃破して勝つのは次善の策である。実際に戦闘することなく、敵の兵力を屈服させるのが最善の方策ともいう。つまり、軍隊構成員や物資を失つた上で軍事的に勝利するよりも、このような損害をこうむることなく、謀略によって敵国の意図をくじくのが戦争の本質であるとする。敵国の意図を察知し、戦闘によらず敵を屈服させ、攻城

戦によらず敵の城を落とし、長期持久戦によらず敵を破る「謀攻」の法が一番ということになる。

『武教全書』の「序段」の次は「正本」である。ここでは大將はよく人を知り、賞罰を嚴命し、常に兵法に習熟しているようすすめている。「撰將」では侍大將・物頭・奉行などを選ぶ際の要件として、勇者であること、知恵才覚があること、温和で慈愛があること、誠実なこと、忠節忠孝があることをあげ、逆に選んではいけないのは、「血氣の勇」があり、思慮が浅く、気が弱く、義をたださず、邪欲の深い者としている。ここで「血氣の」とあるのは、素行が勇氣の内容を問題にしているからである。勇氣は必要だが、勝負の行方も考えず猪突猛進するのは、単なる猪侍にすぎない。「用土」では人の言動や才覚をよく観察して、その性格を見抜けるよう忠告している。「武者分」は侍大將・足輕大將などの軍隊における役務を説明しており、「制法」は押太鼓、ホラ貝、陣鐘、旗、合い印、鬨の声など、軍隊を動かすときの合図とその使い方述べている。「撰功」では高名と不覚に相当する行動を具体的に説明している。たとえば、一番鎚や敵の大將を討ち取ることなどは高名としてあげられ、不覚の武士

としては、証人のない首を持ち帰る、雑人の首に人が捨てた胃をきせて偽装するなどの行為があげられている。

なお、「さきがけ・ぬけがけの事」では、特にぬけがけ禁止が記されている。「ぬけがけといふは、大将の法令をやぶりて、ぬけがけをとぐるをいふ。是血気の勇者のなす事にして、勇士の本意にあらず。ぬけがけの者一人ある時は、其備全たからず、軍法正しからざるものなり。

能々可相守なり」とあり、先ほど述べた「血気の勇者」と「勇士」の行動の違いが、軍隊の備全体にどれほど影響を与えるかを素行が考えていたことがわかる。ただし、このような禁止は道徳性に由来するものではない。敵との戦いに勝利するためには、軍隊全体が作戦通り動く必要がある。軍隊の一部が命令を無視して勝手な行動にできれば、負けじとばかりに他の軍隊構成員が動いてしまうことは警戒しなければならぬ。命令に従うのは、軍事的勝利を得るために規則に従うという意味での規律化であり、道徳とは区別して考える必要がある⁽¹¹⁾。

次の「内習」は、大将が常に工夫すべき項目をあげ、「軍礼」では軍隊の出陣式、首実検、勝ち鬨をあげる作法などを説明している。最後の「法令」では、陣中法度、制

札、籠城法令があげられている。ここでの制札は、戦国時代の村落が、敵の軍隊の乱暴狼藉から自己防衛するために調達した制札ではなく、軍隊に向けて出した禁止項目を簡条書きにしたもので、内容は陣中で酒宴をもうけて高声を出さないこと、陣中で馬を放さないこと、乱暴狼藉や商売をしないことなどである。籠城法令では、敵の挑発に乗って周章狼狽しないこと、敵から内通の誘いがあったら自分で判断するのではなく、大将に告げること、城内から兵を出して防戦し、相手を追討する外戦は行わないこと、城内の兵糧や水を死守することなどがあげられている。

四、『武教全書』の口伝

さて、『武教全書』は『武教小学』とともに山鹿流兵学の經典であり、詳細は口伝により伝授されていた。先に紹介した序段をはじめ、素行の考え方の根本を成す部分は、実際の講釈ではよりわかりやすく説明されていたと考えられる。そこで、講釈された内容がわかる史料によって、素行の考え方をより詳しく検討したい。

素行の門人の一人、津軽信政は津軽藩の四代藩主で山鹿素行に傾倒し、素行の長女と次女の夫は、ともに津軽藩士である。岡八郎左衛門（のちの山鹿八郎左衛門高恒）は備後三次藩に仕えていたが、素行の長女亀を妻とし、津軽信政に仕えて津軽大学、津軽将監を称し、津軽藩の家老となった。喜多村源八は素行の次女鶴を妻とし、津軽信政の家老となったが、信任厚かつたにもかかわらず若くして死去した（遺児は津軽耕道軒）¹²⁾。ほかに津軽家に登用された素行の門人がおり、素行の子を召し抱えた平戸藩とともに、津軽藩には山鹿流の学統が残った。そのようないきさつから、津軽藩には『武教全書』に関する史料がいくつも残されている。

そのうちのひとつ、「武教全書益習」をとりあげてみる。本書は弘前市立図書館所蔵牧野家文書に収められており、「牧野文庫旧蔵」「牧野蔵」の印が押された写本である。正徳三年、江戸にて「浅野先生」から書写したとあることから、牧野伴右衛門恒隆が広島浅野家の分家、三次藩の藩主浅野土佐守長澄から借りたようである。浅野家は江戸城松の廊下で吉良上野介に斬りつけた、赤穂藩主浅野内匠頭長矩をはじめ、その祖父長直・父長友も入門し

ていた（ちなみに三次藩は長矩の室あぐりの実家である）。「牧野蔵」の「牧野」は、牧野恒隆にはじまる牧野家を指す。「津軽藩旧記類」には、「牧野左次郎恒貞」の項目に名前がみえる。「津軽藩旧記類」は明治七年、津軽旧藩主の命により津軽氏の始祖秀栄公以来、廃藩までの間の要件を抜粋編集して明治一〇年に出来たもので、その続編として藩主夫人、藩士列伝を収めたのが、本書「津軽藩旧記伝類」である。全八巻からなり、第一・二巻は津軽藩一門と夫人の伝記、第三く六巻は藩士の部、第七巻は文学・兵学・弓術・馬術・槍術・砲術に優れたもの、第八巻は医師、歌人などをあげ、最後に三人の反人「叛逆人」があげられている。「牧野左次郎恒貞」は「巻之七 兵学之部」に収録されている¹³⁾。

牧野恒貞の先祖、牧野恒隆は松平飛騨守（大聖寺藩二代藩主前田利明）に仕えたのち、浪人して山鹿素行の門人となり兵法を学んだ。その子、牧野伴右衛門は貞享元年に三〇両一〇人扶持で津軽藩に召し抱えられ、元禄三年新知三〇〇石で旗奉行となる。元禄九年に大目付となって弘前へ引越し、子孫も兵学をもつて藩士の師範になったという。ちなみに恒貞は恒隆の四代の孫（ただし

養子)で、宝暦一二年に家督五〇〇石、安永六年に山鹿流兵学師範を仰せつけられ、寛政元年正月に御持槍奉行と御小姓組頭兼帯を仰せつけられる。その後も御用人などを歴任し、寛政六年には家老となつてゐる。

また同じ「牧野文庫旧蔵」には、貞享四年八月に牧野伴右衛門が提出した「親類書」が残されている⁽¹⁴⁾。それにも、伴右衛門の父が松平飛騨守の家臣で一五〇石の知行を受けていたが、三〇年以前に浪人になつて病死したとある。貞享四年三月には、糟谷雲八が牧野伴右衛門に対し、「今度武教全書御相伝忝奉存候、御伝授之趣兵書等聊他見他言仕間敷事」ではじまる「誓詞」を提出しているから、伴右衛門は貞享元年に召し抱えられたのち、兵学を教えていたと考えられる。

さて、「武教全書益習」には序段でみた謀略・知略・計策がわかりやすく説明されている。この三つは「士の道」であり日用の工夫、日頃の心構えにあるとする。そして「人誤而兵法を奇謀とそしり、或は詭変を貴むとそしる二つなかり、其实受用の根本に非ず」と批判している。

兵学、とりわけ『孫子』(あるいは孫呉)の兵学は、敵を欺いて正当ならざる「卑怯な」方法で、戦いに勝つ方法

を論じたものという先入観を持った人が、当時から少なくなかつたようである。しかし、知謀とは敵の軍隊の数、兵器の数、財政などさまざまな要素を勘案し、実戦による双方の被害をできるだけ少なくして敵の意図をくじき、自国の情報はできるだけ敵国に知られないようにして、知能作戦にでることを意味している。

ここで素行は、謀略・知略・計策をわかりやすく剣術で説明している。すなわち、常に用いる太刀の切れ味を吟味し、心のままに使えるように準備しておくのが「謀略」、これを敵に対して使う場合が「知略」、しかし敵も味方も双方がこのような能力を備えている場合、同位の相手では勝負が決しがたいため、調略により相手を油断させ、あるいは酒食や女色におぼれさせ、あるいは敵を挑発して、こちらが勝つようにもつていくのが「計策」であるという。

此三つをよく知て日々の受用に致時ハ、於戦場でも敵に勝事全し、若知と云共合戦の時の用所と計心得て、心身ともに今日の受用に不致時ハ必負へし、故二能知りて用る時ハ勝、知りても不用時ハ負ると云

也、畢竟謀略計ハ内外変わり、此外に兵法の教なし、治内と云ハ、人に勝んと思ふものハ先治己調て不足無之様にするを云、知外と云ハ内を治置いて後、外敵の様子を窺虚実を計知を云、其様子に随而手立をなすを応変と云、其源ハ只日用の工夫に外なし

素行の思想の特徴は、この三つを「日々の受用」にするところにある。謀略とは「治内」であり、人に勝とうとする者はまず自己の心を整え、気が安定した精神状態を保たなければならぬ。それができると知略、すなわち「知外」によつて外の敵の様子をうかがい、その虚実を知ることができる。そしてその様子にしたがい、手立てをなすのが「計策」、応変ということになる。つまりこれらの本源は、「只日用の工夫に外なし」とあるように、日々の精進に存在する。

内を治るに先己が心を一筋に武道に入れめ邪路にゆかぬを正すと云、気を可養と云心ハ正道に行んと欲すれとも物々に気移故正かたし所、邪路に入らなくとく正すへし

したがつて内を治めるとは、自分の心が誤つた方向に行かないよう、武士としての道を志し、いろいろな事柄に気移りしないよう、日々の行いをただし気を養うことである。しかし、その前に「謀略と云ハ心を正し気を養、城取・陣取・備立共に理にあたる是なり」とあるように、単に自身一己の心だけを問題にしているのではない。他国へ闘いを仕掛けるときは、自国の境界を準備し、居城が奪取されないように万全を期さなければならぬ（ここでいう城とは、塀や櫓を備えた城郭のみならず、居住屋敷も含んでいる）。また、陣取りとは、敵と戦うために設営する陣のことで、これも堅固に築ける方法を身につけておかねばならない。これは一人の武士としての心構えというよりは、侍大将など軍隊を指揮する地位にある者が特に気を遣うべき事柄である。

素行は「正心トハ武ノ教ナレハ坐禪観法ノルイニ非ス」として、自分一人が坐禅によつて悟りの境地に達するといった意味で、正心を考えていない。「今の学者ハ皆聖人の従に非ず、口に聖教を唱といへとも、心に隠逸を以本とする事、皆宋明の儒性、心を齋するの誤よりおこると

知へし」とあることからもうかがえるように、持敬静座により「理」を会得するという方法ではなく、日常生活の中に身を置きながら、日々工夫を重ねるという方法を奨励しているのである。人間とは社会的動物であるから、社会から切り離された自己を措定し、自分の精神をただすということは、素行の念頭にはなかった。

『武教全書益習』には、謀略・知略・計策について述べたあと、次のように書かれている。

（謀略・知略・計策の―筆者注）其源ハ只日用の工夫に外なし、内外変一心の徳成就の序をいへハ三つに非ず、只一心の治内に有、其処ハ身心不二也、心明に正敷時ハ身おのつから修る、身能修る時ハ後よく物に応ずる事自然に節にあたらすと云事なし、然時ハ一家よくとのふり治る、一家よく調り治家時ハ一国下民よく思ひ付、君を父母のごとくす、如此なれハ近国遠境迄その名をしたひ思ふ、如此なれハをのつから知りて仁者に無敵と云に到る、是を兵法の根本と云り、

すなわち、日々の工夫を重ねることによって、自己の心身をよく修められれば、自然の摂理にしたがって物事に対応することができ、そうすれば一家もよくとのい、国民も君主を父母のように思うので、近隣諸国までその名が知れ渡り、仁者になれば無敵となる。これが兵法の根本であるというのである。齊家、治国、平天下をもたらず根源としての「修身」から、一国レベルの戦争までを一続きで論じたのが、素行の特徴と言える。

このような考え方は、素行自身が記した「山鹿随筆」にもみえる。万治三年（寛文元年）までの間の話として、「四書六経は兵法の教えであり、士の法を正し義を養い、天下国家を治めることは士の本とするところである」とある。また、寛文二年六月一四日に、土浦藩主土屋数直の屋敷で、『孫子』の虚実篇・用間篇を講義した際に、「間」とは忍びを派遣して計略を練ることだけではないとし、名君賢将は人を派遣しなくても、万理に通じる「上智」をもって敵の心、天の時、地の利を知ることができると述べている⁽⁵⁾。ここにも、朱子学における徳治主義的「修身」とは、まったく質の異なる考え方をみることができ、素行の思想はまさに、武家政権としての幕藩制国家

が国家防衛の姿勢を保持し、武士が三民の長たる身分としても存在し続けるために、大名や幕臣はいかに日々を過ごすべきか、という観点から形成されたと言える。

ただし、このような武経七書の教えをそのまま日本に適用しようとしたわけではない。天和二年頃の話として、「武経七書の法はとるべきだがその用は採用するべきではない。異国には異国の武があり、本朝には本朝の武がある。主将・士卒・兵衣・器械・用具・賞罰・天時・地理・国俗などことごとく異なる」とある。¹⁶⁾ すなわち、原理として七書に学ぶとしても、それを実践するには地勢も時代も異なっていると認識しているのである。

今ひとつ、津軽藩に伝来した『武教全書』を検討したい。弘前市立図書館所蔵岩見文庫所蔵の『武教全書』は、『武教全書』に磯谷久英が注をつけたものに、頭書を貴田親豊が書いたもので、自序・序段・三采幣・主本結要・大将八之心得についての極意相伝と考えられる。¹⁷⁾

「津軽藩旧記類」によれば、貴田長太夫親豊の曾祖父元親は、江戸で北条氏長に学び、山鹿素行と共に甲州流兵学の門弟を取っていたところ、津軽信政が一〇〇〇石で招いた人物である。しかし二君に仕えることを断った

ため、信政は嫡子貴田一学を召し抱えた。元禄二年に死去した一学の子が親邦で、家督を継いで弘前へ引越し兵学師範となった。親邦が宝永七年に死去したため、子の親豊は津軽政方（喜多村政方）について兵法の奥義を極め、師範になったとある。¹⁸⁾（なお津軽伝系譜¹⁹⁾には、貴田元親は素行に学んで延宝六年、大星伝授を受け、その子親邦もまた元親とともに素行に学び、貞享五年父より大星伝授を受け、元禄四年津軽（山鹿）高恒より再度伝授され、津軽藩に仕えて宝永七年に死去したとみえる。子の親豊については、津軽政方だけでなく山鹿高基—山鹿素行の嫡男で寛文六年に江戸で生まれ、素行より山鹿流を伝授され、平戸藩主松浦鎮信に仕えた—にも学び、三〇〇石の津軽藩士となつて『武教真書』『兵要神機』などを著わし、延享四年に死去したとあり、異同がある。

一方、磯谷十助久英は、山鹿素行に師事して兵法の奥義を極めたため、津軽信政が延宝五年五月に召しだし、天和元年六月に新知三〇〇石、御用人を仰せつけた。しかも、磯谷久英には跡継ぎがなかったため、貴田親邦の二男を養子にした。しかし、久英は享保三年一二月に死亡し、養子も享保一七年四月に亡くなったという。²⁰⁾

つまり貴田元親・一学親子と磯谷久英が素行の同門で、一学の孫親豊は、磯谷久英の養子と兄弟関係にあつたわけである。久英は素行の門下でも第一の高弟であつたら、その注を付したものを延享二年八月に、貴田親豊が後学のために写したのは納得ができる。ただし本書は、それをさらに宝暦六年に別人が写したものである。書写した人物の名前は書かれていない。津軽藩では国許でも江戸でも『武教全書』の講釈がされていたが、このような形で伝授の内容も受け継がれていったと考えられる。

さて、この史料には「素行君曰、当流ハ上主タル人ヘノ教ヘ也、故ニコレヲ下ニ己ニ掛テ見ル時ハ大ニ違フ也」とみえ、山鹿流の教義が一般の武士ではなく、君主たるべき人を対象にしたものであることが明確に書かれている。⁹¹⁾つまり、家臣団を率いなければならない侍大将としての心持ちで、軍事から政治・道徳まで語っているのである。このように考えれば、「武教ヲ以て家伝ノ奥意トシ普ク群門ニ施ス最有故哉、其故如何トナレハ、日本武ヲ以テ教ヘトス、此ノ武ト云ハ文武ノ武ニアラス、神武ノ武也」そして、「武教全書之武ハ治乱常変士タル者ノ一生得物トナル所ヲ指ベ武トス、何ヲ力得物トセントナレ

ハ勇ヲ以正武トシ、正武ノ驗アルヲ神武ト云」との解説も理解できる。『武教全書』の「武」は治と乱、常と変、すなわち平時と戦時にかかわらず、一生武士たる者が会得すべきところを「武」と表現しているという。血気の勇、猛虎の狂勇ではなく、教えられ習練されて会得した真の勇気が「正武」であり、それが神国日本の「神武」というわけである。先にみた「武教全書益習」には、武士は三民（農工商）に指示を出し剣戈を帯びる身分で、勇氣は三民ももっているが、武はもっていないとし、文武の関係を「文ト武ト不離、孔子ノ言ニモ、文事アルトキ武ハ必武備アリ、武事アルトキハ必文備アリ」と説明していた。そして「心ニ義ヲ守、形ニ威ヲ備タルヲ武ト云」として、内心と外形の双方から「武」を定義していた。また武は「外に威敵を帯び、万物にかかわらず、不屈の精神をもつ」とも説かれていた。

つまり、素行の考え方は、単に三民の上になつ者が、道徳を示せば良いというものではない。文武は表裏一体であり、常に不屈の精神を持ち、真の勇氣と仁義礼智を内心に持ち、その威儀が外に表れるのが「武」であり、それを武士身分に要求したのであつた。

したがって、素行は古典に戻り聖教を主張しながらも、思想の根底は四書五経ではなく、武教七書の一冊、『孫子』に置いた。「素行君曰、当流二本書ト云事ハナキ事也、皆古来ヨリ口伝ニ相伝アリ、其後サマサマ書物トモ出来セル也、異国ノ兵書ノ内ヲツ、メテ見ル時ハ、武備志百卷ニツ、マル、夫ヨリツ、メテ見ル時ハ、七書本意也、七書ノ内ニテハ孫子一冊也、其内ニテハ虚実ニ至極スル也ト可知」とある。

したがって、「武教」を知らない漢学者たちは、素行にとって「雑学の徒」であつた。

漢学ノ徒兵書ハ戦闘ノ教ニシテ日用平生ノ教ニ非ス、然ルニ治国平天下ノ事ヲ云、皆贅言ナリト云ヘリ、是本朝ノ武教ヲ不知也、常不治ハ変ヲ制スル事ならず、治国平天下ノ事ヲ自由ニセサレハ、戦闘之勝事ヲ能クセンヤ、本朝ノ武道ト云ハ常ヲ治ルヲ以テ勝ノ本体トス、常ト云ハ心也、正心養氣ノ工夫能キ時ハ、修身齊家自ラ至ル、正心養氣ノ外ニ可求道ナシ、雑学ノ徒ニマトハサル事ナカレ

漢学の徒は、兵学書は戦闘の教えであつて普段の教えではないと言いながら、治国平天下を論じる。これは贅言である。我が国の武教を知らないのである。

日常を治められなければ変事を制することはできない。治国・平天下を自由にできなければ、戦闘に勝つことはできない。我が国の武道というのは、日常を治めることをもつて勝敗の本体とする。正しい心をもち氣を養う工夫に長けていれば、自己の身を治め、家を整えることは自ずからできる。正心養氣のほかに求める道はない。雑学の徒に惑わされてはいけない。

国を治め天下を平らげる。これは時として戦争をともなうものである。ここで素行が言っている日常を治めるとは、日々正しい心と氣を養うことによつて自己を治めることができれば、それが修身となり、属する家も自然に整う。治国平天下は、さまざまな性格の人間が寄り集まった社会の安全を守り、秩序を乱す盗賊などを処罰しなければ実現しないのであり、単に「聖人の道」にかなつた道徳をそなえている人物が主君であれば、自然と社

会・国家が安寧になるというものではない。その意味で、社会秩序の安定や国家防衛に不可欠な武力を認めつつ、その武力の発動を最低限にするための道徳的・実践的方法を提示したが、君主やその君主を支える家臣のための『武教全書』であった。

五、『武教全書』をはじめとする講釈

素行の「年譜」によれば、『武教全書』が講義に使われたのは、延宝三年前は三回、後は三五回である。『武教全書』の講義は逝去数ヶ月前まで続いた。素行に入門したり彼と密接な人間関係を築いたりした大名は、赤穂に流されていた間をのぞくと、数多くいた。彼らは、戦争論を含めた政治学・政治統治論を学び、なおかつ帝王学を超えた武士個人の生き方についても学んだと考えられる。兵学者としての素行に入門した者は一〇〇〇人以上いたとも言われるが、これは素行の自宅に出入りする人物が多かったことによる推測の可能性が高い。素行の家譜年譜参考資料所収の「素行門人調」より、主な人物を記したのが【表2 山鹿素行の門人一覧】である。大名と

その家臣、並びに旗本とその家臣をまとめて一覧にした。大名のほか大部分は、直参旗本または諸藩の高禄の家臣である。『聖教要録』の筆禍事件で赤穂へ流され、死を覚悟した素行が子孫に残した『配所残筆』（延宝三二（一六七五）年）によると、素行が最初に兵法を伝えたのは松平定綱、次が丹羽光重であったという。

シャクシャインの乱や明清交代など、軍事力発動の可能性があった時代に、北の津軽藩や南の平戸藩をはじめとする大名や旗本が、どのような兵学の「知」を求めていたか、主に彼らに対して素行が『孫子』『呉子』などどのように講釈したかについては、すでに検討したので、本論文では学問と実践、文治・武治、修身、武と勇など、『武教全書』で論じられているテーマについて簡単にみておく。

「読書したからといって理を知るとは限らない。読書と学問とは別である」というのが素行の考え方であった。素行は寛文三年七月二十七日、学問をしていない者でも才知にあふれて主君の御用を成し遂げる者がいるとして、「知恵伊豆」と称された松平伊豆守信綱の名前をあげている。そして、「国守大名、読書勿論宜しけれども、学問

【表2 山鹿素行門人一覧】

	門人名	備考
浅野家関係者	浅野因幡守長治	備後三次藩主。
	浅野内記長澄	のちの備後三次藩主。浅野長直と同時に誓紙を入れる。
	浅野内匠頭長直	赤穂藩主。1000石で山鹿素行を招く。慶安3年8月誓紙を入れる。
	浅野采女正長友	浅野長直の子で赤穂藩主となる。
	浅野内匠頭長矩	浅野長友の子で赤穂藩主となる。誓紙を入れる。
	浅野大学長広	浅野長矩の弟で誓紙を入れる。
	浅野隼人長恒	浅野長直の養子で分家旗本として赤穂郡若狭野陣屋当主。
	大石内蔵助良欽	赤穂藩家老で大石内蔵助良雄の祖父。
	大石頼母助良重	赤穂藩家臣で大石内蔵助良雄の大叔父。
	奥野将監	赤穂藩家老。
加藤平大夫	浅野家家臣。	
藤井又助	浅野家家臣で山鹿素行を赤穂へ護送した。	
板倉家関係者	板倉内膳正重矩	下野烏山藩主で老中・京都所司代を歴任。
	板倉能登守重良	板倉重矩の長男で病气により廃嫡。
	板倉市正重大	板倉勝重の四男で板倉重宗の弟。大番頭。
	板倉伊予守重形	板倉重宗の次男で安中藩主。寺社奉行をつとめる。
稲垣家関係者	稲垣信濃守重昭	三河狩谷城主。
遠藤家関係者	遠藤備前守常季友	美濃郡山郡八幡城主で24000石。大星伝伝授。
大村家関係者	大村因幡守純長	肥前大村藩主。
	大村幾之助純庸	大村純長の四男。少年のときに入門。
	大村万之丞寿員	大村純長の五男で、幾之助とともに入門。
	建部所左衛門	大村因幡守家臣。
小笠原家関係者	小笠原老岐守長祐	三河吉田藩主。
	小笠原佐渡守長重	小笠原長祐の嫡子で寺社奉行・京都所司代を歴任し、武蔵岩槻藩主。
	小笠原丹後守長定	小笠原長祐の叔父で3000石。御小姓組番頭。
	小笠原主計長郷	小笠原長定の子で3000石。天和4年に山鹿藤助に誓紙を入れるが早世。
	小笠原経助長託	小笠原長定の子で小笠原長郷の弟。小笠原外記長秋の養子。誓紙を入れる。
津軽家関係者	津軽越中守信政	弘前藩主で15歳より入門。延宝8年大星伝伝授。
	津軽出羽守信寿	津軽信政の嫡子で弘前藩主となる。少年時より入門。
	那須与一郎資徳	津軽信政の三男で那須家を継ぐが、のちに津軽姓に復する。
	津軽玄蕃	津軽信政の弟で延宝8年大星伝伝授。
	津軽十郎左衛門信英	津軽信政の叔父で5000石。書院番だったが幼主信政の後見として藩政をみる。
	喜多村監物源八	津軽信政の家老で山鹿素行の次女鶴と結婚。津軽道軒は監物の子。
	戸澤弥五兵衛	延宝8年津軽家臣となり400石。喜多村の家族と親しく山鹿家でも家族のように扱う。
	磯谷十介久英	幼年から山鹿素行に師事し、のちに津軽信政家臣。
	磯谷新八	磯谷十介の弟。
	山鹿八郎左衛門高恒	岡八郎左衛門は備後三次藩浅野家に仕え、山鹿素行の長女亀と結婚し、津軽信政に仕えて津軽姓を許され津軽大学、津軽将監と称し、のち山鹿姓に復す。
津軽岩之助	山鹿八郎左衛門の子で山鹿家で修行する。	
松田五郎左衛門	津軽家家臣。	
松田半右衛門	津軽家家臣。	
貴田孫大夫元親	播州尼崎城主青山大蔵少輔家臣の貴田長太夫元辰の子で、のち弘前藩津軽家に仕える。	
土屋家関係者	土屋但馬守数直	土浦藩主。老中で延宝7年死去。
	水野藤三郎雅直	土屋数直の次男で水野家の養子となるが養父に先立って死去。
藤堂家関係者	真川求馬	藤堂和泉守家臣。
	澤田平大夫	藤堂和泉守家臣。
	朱雀頼母	藤堂和泉守家臣。
	水沼久大夫	藤堂和泉守家臣。
戸田家関係者	戸田伊賀守忠昌	はじめ肥後天草富岡城主、のちに武蔵岩槻藩主。寺社奉行・京都所司代・老中などを歴任。
	戸田日向守忠真	戸田忠昌のあとをついで宇都宮藩主となり、老中などを歴任。
	戸田八郎兵衛忠利	戸田忠昌の従兄弟で御目付・伏見奉行などを歴任。
	戸田左門氏包	のち但馬守。美濃大垣藩主。貞享元年死去。
	戸田喜右衛門忠重	粟米300俵。御留守居番・寄合。
丹羽家関係者	丹羽左京太夫光重	二本松藩主。
堀田家関係者	長弥一衛門	堀田備中守家臣。もとは山鹿素行門人布施源兵衛の弟子。
本多家関係者	本多肥後守忠英	播州山崎城主1万石。大番頭をつとめる。誓紙は藤助に入れる。大星伝伝授。
	本多修理忠将	対馬守、備前守。9000石。御書院番頭をつとめる。元禄5年死去。
	本多因書忠良	本多忠将の弟で、のちに中西主馬の養子となる。御小姓、西の丸御書院番。粟米300俵。
	筒井唯右衛門	本多備前守家臣で、三重伝伝授。
	西山六郎兵衛	本多備前守家臣。
前田家関係者	有沢永丸九八郎	加賀藩主前田綱紀家臣で兵学者。
	河内山与五衛門	前田家家老長九郎左衛門家臣。
	高橋十郎左衛門	松平飛騨守家臣で大聖寺藩足軽大將。
	藤田八郎兵衛	松平加賀守(前田綱紀)家臣で、延宝8年大星伝伝授。
	村上二郎左衛門宗古	松平加賀守(前田綱紀)家臣か、53歳で入門。

	毛利兵衛	松平加賀守(前田綱紀)家臣。
	山崎治部右衛門	松平加賀守(前田綱紀)家臣。大星伝相伝。
	横山志摩	松平加賀守(前田綱紀)家臣。
牧野家関係者	富田儀兵衛	牧野備後守成真家臣。
松浦家関係者	松浦肥前守鎮信	平戸藩主。
	松浦老岐守棟	松浦鎮信の嫡子で平戸藩主となる。奏者番・寺社奉行などを歴任。大事相伝。
	松浦織部昌	松浦鎮信の次男で別家。
	熊澤作右衛門	松浦鎮信の女孺。
	山鹿三郎右門義行	平馬などとも称す。山鹿素行の弟で松浦鎮信に仕えて家老となる。
	林九郎右衛門	松浦鎮信家臣。
	龍谷雲八	松浦鎮信家臣。
	瀧川弥一右衛門	平戸藩松浦家家老。
	瀧川右京大夫	平戸藩松浦家家臣。
	水野宇兵衛	平戸藩松浦家家臣。
	熊澤右衛門八	平戸藩松浦家家臣。
	大河内彦七	平戸藩松浦家家臣。
	村松伊織	平戸藩松浦家家臣。
松平家関係者	松平越中守定綱	伊勢桑名藩主。兵学相伝。慶安4年死去。
その他	布施源兵衛忠之	武教小学の校訂を行い、赤穂の謫去も訪問する。松平日向守・出羽守に仕える。
	天野甚左衛門康利	承応元年大星目録伝授。
	石谷右衛門成勝	延宝元年、御納戸頭200石。
	石谷土入十藏	致仕前は石谷左近将監。江戸町奉行を歴任。
	稲垣淡路守重氏	2000石。堺町奉行をつとめる。
	掛斐与衛門政綱	小普請組で900石。元禄5年死去。
	大島雲八義近	5000石で普請奉行。
	大島図書義也	大島雲八の子で長崎奉行・作事奉行を歴任。
	大島内蔵允義全	大島図書の弟で警紙を入れる。1600石で小普請組。
	岡野権左衛門英明	1400石余り。御書院番頭、鉄砲頭を歴任。
	黒田信濃守源右衛門	3000石。綱吉の附家老となる。
	駒井右京親昌	1800石。新番頭。延宝4年死去。
	酒井主膳忠英	酒井石見守忠豫の子。
	酒井老岐守忠正	のちに能登守・甲斐守。1500石。御書院番頭・御留守居を歴任。警紙を入れる。
	酒井宇右衛門忠村	2000石。堺町奉行をつとめる。御槍奉行・御旗奉行などを歴任。
	酒井主税忠隆	酒井忠村の嫡子で家を継ぎ、御書院番頭・寄合となる。
	佐久間久七(郎)	5000石。慶安4年以後、大森の姓に復し、家綱の守役。
	普沼主水定実	3000石。大番頭・二条城守衛などを歴任。
	曾我丹波守古祐	3000石。大坂町奉行を歴任。
	曾根五郎兵衛吉正	800石。佐渡奉行を歴任。
	曾根孫兵衛長賢	1600石。寄合。
	町野老岐守幸長	5000石。鉄砲頭、書院番頭。山鹿素行が世話になった町野幸和の養嗣子。
	水野周防守忠増	水野隼人正忠清の四男で7000石。御小姓番頭・大番頭などを歴任。
	水野正盛	900石。御先鉄砲頭。山鹿素行肖像画の贊を書く。

広瀬豊編『山鹿素行全集 思想編』第15巻(岩波書店、1942年)所収の家譜年譜参考資料のうち「素行門人調」より作成

を致されずに読書は大いに誤となるべし。さるによつて古を是とし今を非とすること多く、古の聖賢を手本にして人を見る故、人を下段に見なすこと多きなり。天下の政道は、一日天下の主君怠れば、一日天下の民苦しむこと勿論なり。」とも述べている。⁽²⁾ 何よりも日々の実践を重要視する素行にとつて、国主たる大名が、単に読書をするだけで統治の任に精進しないのは、想像できないことであつた。素行は社会的動物として人間をみており、その中で各身分の者の働が相互に組み合わさることで、社会が円滑に統治されていくと考えていたのである。

また延宝八年には、文武と革命に関して興味深い叙述がみえる。

聖人今世に出でば必ず武を以て天下を治むべし。文武の重き、天下人民を治むるの用なり。故に文武は唯だ時に（よつ）て先後す。清盛より已来皆武を以て天下を治む。故に後世皆武治をなす。武治を忘れて文教を以てすれば則ち亡敗す。必文の説は皆古人の説に順ふなり。文武は賞罰と威愛となり。唯だ時と場とを見てその先後をなすなり。⁽³⁾

聖人が今の世（江戸時代）にいれば「必ず武を以て天下を治めるだろう」と表現する真意とは何か。天下を治めるには文武両方が必要であるが、それは時と場合により求められる程度が異なるということである。群雄割拠している戦国時代にあつては、社会秩序の安寧にはまず武力が必要となる。武備を怠れば滅びることになる。現に、春秋時代に儒学を説いた孔子は誰からも受け入れられなかつた。徳を以て国を治めることができるのは、戦乱が終わり世の中が落ち着いてからのことである。素行は、兵学者だから「武」を説いたというわけではない。「武」を欠いた政道論は理想主義であつて、現実的ではないと考えたのである。

この点は、王朝に対する革命をどのように考えるかという点ともつながっている。尾藤正英氏は、素行は古代王朝に対する革命として武家政治の成立をみており、天皇が「道」を行わなかつたために武將（將軍）が天命を受けざるを得なかつたとするととらえた。そして、有徳な人が天命により天子になると考える儒学の易姓革命思想とは異なり、素行は武力により天下を征服し、社会

秩序を安定させる支配者を、天命を受けた者とみなしていることから、儒学の政治思想の基本である徳治主義を否定していると考えている。⁽²⁴⁾

しかし素行が言いたいのは、「武」が欠如した心の「徳」だけでは、支配には不十分であるということである。戦時に対応できるだけの武力がなければ、人民の生命と財産を保証することはできない。もちろん素行も、最後まで武力に訴えない方法で、支配・統治を行うのが最上の策と考えている。そのためには、人々の模範になる「定規」を上立つ者自らが示し、その威厳に敬服させる必要がある。その君主のもとにいる家臣もまた、それによって内面の精神の高さが外面的威儀の形で表現されるよう、日々工夫を重ね、武士の礼儀や道徳により他の三民が感化されていけば、秩序が保たれるだろう。この意味で、素行の論は上に立つ者にとって、厳しいところがある。節制、自己統御、日々の生活での実践、書物を読む講釈を聴いて深く考える忍耐強さ、これらを要求するのである。したがって、寛文七年、三次藩主浅野因幡守長治が修身について問うたとき、素行が、聖人の教えは修身と治平道が一致するところにあり、修身に合点がいけ

ば治平も得られると答えているのは、右の文脈からすれば納得できる。⁽²⁵⁾

さて『武教全書』では、武と勇の区別に言及されていたが、いまでも武士道を論じる際、この区別が明確に意識されているとはいいたい。たとえば、武士が喧嘩をしかけられたのに、それに応じないのは、武士として卑怯であり、勇気がない証拠であるといった議論もそのひとつだろう。素行自身も、売られた喧嘩をかう、などというのは、思慮分別に欠けた行動であるとしている。論者の中には、素行は平和な時代の「士道論」を説いたのであって、大久保彦左衛門の『三河物語』や山本常朝の『葉隠』などは、戦国時代以来の武士道論の系譜を継いだものであるから、両者は区別すべきだと主張する者もいる。しかし『葉隠』でも、安易に喧嘩に応じた猪突猛進の行動は、主君に仕えるべき身体を無駄に使った「犬死」であると喝破している。⁽²⁶⁾ 延宝八年七月五日、小笠原老岐守が「武と勇をいかに区別するか」と質問したとき、素行は「勇は武の一部である。武は義と礼を兼ね備え、用いるところ大なり。武は干戈を使い、天下国家につながるが、勇は狭くて小なり」と答えた。⁽²⁷⁾ 勇気があること

は武士であることの必要条件のひとつにすぎず、それが義や礼と結びつくことで「武」の威儀が外面に表れるというのが、素行の考え方であった。

おわりに

戦時・戦争を対象とした戦争学・軍事学としての兵学、平時・平和な社会を対象にした統治の学としての儒学。少なくとも一七世紀においては、大名や旗本、さらに学者の意識レベルでそのような区別は明瞭ではなかったと思われる。熊沢蕃山は陽明学者として知られるが、貞享四（一六八七）年頃に成立したと考えられる『大学或問』上冊第六条・第七条では、北狄（女真族）が日本へ攻めてくることを想定し、参勤交代で江戸にいる大名を国元へ帰国させ、兵糧の備えを怠りなくするように述べている。²⁸⁾蕃山は下総古河に幽閉されることとなるが、一七世紀後半においてこのような言説は「取るに足らぬ」ものではなかったからこそ、幕府が問題視したと考えられる。

荻生徂徠は素行と同じく朱子学を批判し、古文辞学派をうちたてたが、兵学書も書いている。徂徠は享保二（一

七二七）年に著した『鈴録』の序文で、「上古は（中略）文武二つにわかれざれども、後世学問衰へて聖人の道を学ぶ輩、軍旅を軽しむる事甚誤れる事なり。殊に宋儒（朱子学）の学問に至りて、王道の師といふ事を説きて、兵学に計策をいひたるを古湯武の軍にはなき事の様にいへるより、文武全く二つになれり」と述べている。²⁹⁾かつて、文武は区別されていなかったが、学問が衰退するにつれ、聖人の道を学ぶ者が軍事を軽んじるようになり、とりわけ朱子学は、古代には仁徳をもとにした政道たる「王道」があつたとして、湯王・武王の軍隊に、兵学という計策がなかったかのように説いたため、文武が別のことのように認識されるようになってしまったというのである。

このように、戦争と平和は連続して認識されており、対外的な国土防衛と国内の秩序維持のための政治は、文武双方によって行われるべきだと考えていたのは、狭義の意味での兵学者だけではなかった。兵学・軍学というと、現代の我々は平和学と対置される戦争学と考えがちだが、当時の兵学は、戦争と平和の双方を含んだ統治の術を説いたものであつた。それを忘れたとき、軍事的危機を察知した知識人が警鐘を鳴らす。幕府は寛政二（一

七九〇)年に「寛政異学の禁」を出したが、その翌年、林子平が『海国兵談』一六巻を著し、ロシア船南下に対する海防の必要性を説いて、幕府の忌諱にふれ蟄居を申し渡された。「武」のない「文」、戦争を忘れた平和は、めまぐるしく変化する国際関係の中にあつては「一夜の夢」であつた。

【註】

- (1) 前田勉『近世日本の儒学と兵学』(ペリかん社、一九九六年)。
- (2) 前田勉『兵学と朱子学・蘭学・国学 近世日本思想史の構図』(平凡社、二〇〇六年) 五二〜五七頁。
- (3) 谷口眞子「大名・旗本が求めた兵学の「知」——山鹿素行をめぐる——」『書物・出版と社会変容』第一六号(二〇一四年)。
- (4) 素行の朱子学批判については田原嗣郎氏の『日本の名著』解説が有益である。田原氏は、山鹿素行の思想について、朱子学との比較を中心に述べ、素行が朱子学のもつとも基礎的かつ重要な「理」「性」を正確に理解しないまま、朱子学を批判していたと指摘する一方、日本において朱子学が受容された過程に言及し、藤原惺窩・林羅山・貝原益軒・山崎闇斎について、徳川前期に朱子学者とうた

われた人々自身、その思想の核心的部分において非朱子学的であつたとしている。そして、伊藤仁斎や荻生徂徠が素行と同じく朱子学を批判したのに、素行一人が罰せられたのは、伊藤仁斎が死後まで朱子学批判の著作を刊行しなかつたこと、荻生徂徠は時代が下つていたため、政治問題にならなかつたことに加えて、二人が文献学を確立した上で批判したことに、その原因を求めている。田原嗣郎編『日本の名著12 山鹿素行』(中央公論社、一九七一年)。

- (5) 野口武彦『江戸の兵学思想』(中央公論新社、一九九九年)は、素行の最大の工夫・苦心は、兵学(野口氏は「軍学」と表現)と儒学をいかに統一的に体系化するかという一点にあつたと述べている。
- (6) 小澤富夫氏は、素行の兵学の特徴は、「日新の用」をなすべき実学であり、広い意味での政治学へ展開する哲学的兵学であると述べている。小澤富夫『歴史としての武士道』(ペリかん社、二〇〇五年)。
- (7) ただし、これらの兵学書と平行して、家康は慶長四年に「孔子家語」、慶長五年に「貞観政要」、慶長一〇年に「周易」、元和二年に「群書治要」などの経史・政書、また慶長一〇年には国書「東鑑」を刊行させている。笠井助治『近世藩校に於ける出版書の研究』(吉川弘文館、一

- 九六二年)。
- (8) 岡田脩『六韜・三略』(明徳出版社、一九七九年)。
- (9) 『金沢市史』通史編2 近世』三一〇頁。
- (10) 有馬成甫監修・石岡久夫編集『日本兵法全集5 山鹿流兵法』(人物往来社、一九六七年) 六二頁。
- (11) 前田勉氏は集団戦法下での軍法遵守について、抜け駆け禁止などは、統率者の命令と軍法に自発的に服従する道徳性をもった倫理的な武士が、すでに戦国時代でも要求されていたことの証左としているが、これは再考が必要だろう。
- (12) 谷口眞子「津軽藩における山鹿流兵学の受容——17世紀後半の軍事」『書物・出版と社会変容』第一三号(二〇一二年)。
- (13) 青森県文化財保護協会編『みちのく双書第五集 津軽藩旧記伝類』(青森県文化財保護協会、一九五八年)。
- (14) 弘前市立図書館所蔵牧野家文書。
- (15) 「山鹿随筆」広瀬豊編『山鹿素行全集思想篇』第十一卷(岩波書店、一九四三年)。以下、「山鹿随筆」と略す。
- (16) 同右。
- (17) 弘前市立図書館には複数の「武教全書」が所蔵されているが、(11)では「武教全書」(請求番号GK399-3)を用いた。
- (18) 青森県文化財保護協会編『みちのく双書第五集 津軽藩旧記伝類』(青森県文化財保護協会、一九五八年)。
- (19) 有馬成甫監修・石岡久夫編集『日本兵法全集5 山鹿流兵法』(人物往来社、一九六七年) 所収。
- (20) 青森県立図書館・青森県叢書刊行会編『青森県叢書 第八編 奥富士物語 上巻』(青森県学校図書館協議会、一九五四年)。
- (21) 以下、断りのないかぎり、引用は弘前市立図書館所蔵岩見文庫所蔵の「武教全書」(請求番号GK399-3)。
- (22) 「山鹿随筆」四六三〜四六六頁。
- (23) 同右、五六四頁。
- (24) 尾藤正英「山鹿素行の思想的転回(下)」『思想』(岩波書店、一九七一年三月号)。のちに尾藤正英『日本の国家主義 「国体」思想の形成』(岩波書店、二〇一四年) 所収。
- (25) 「山鹿随筆」五五一〜五五二頁。
- (26) 谷口眞子「没我的忠誠論の再検討——葉隠」新解釈の試み——『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第五六輯(二〇一一年)。
- (27) 「山鹿随筆」五六三〜五六四頁。
- (28) 『熊沢蕃山(日本思想大系三〇)』(岩波書店、一九七一年)。

(29) 公録 今中寛司・奈良本辰也編 『秋生徂徠全集』 第六卷 (河
出書房新社、一九七三年)。

【付記】

本論文は平成二六年度科学研究費補助金・基盤研究(A) (研
究代表者・若尾政希) (研究課題番号三三二四二〇四〇) による
研究成果の一部である。